

灘崎納骨堂の随時貸付について

申し込みについて

- 1 対象墓所 灘崎納骨堂（南区北七区6 1 番地8）

- 2 申込資格 （1）岡山市に住所のある人
（2）岡山市に住所はないが本籍のある人
（3）岡山市に隣接する市町に住所のある人
 ※（2）、（3）については使用料が5割増の額となります。
 ※（3）隣接する市町とは、玉野市、倉敷市、早島町、総社市、
 吉備中央町、美咲町、久米南町、赤磐市、備前市、瀬戸内市、
 香川県小豆郡土庄町です。

- 3 申込方法 岡山市営納骨堂使用許可申請書に、申請者の住民票の写し（本籍地と筆頭者の表示があるもの）を添えて、灘崎支所総務民生課へ提出してください。

※ 最新の空き状況等は、次の担当課へご確認ください。

【問い合わせ先・申込先】

南区役所灘崎支所 総務民生課 電話：086-363-5201

- 4 使用料及び管理料（1室あたり）
 使用料…200,000円 管理料（5年分）…10,450円
 本市に住所を有しない方の使用料は、上記に掲げる額の5割増の額です。

- 5 支 払 申し込み後、使用料ならびに管理料の納付が必要となります。
 使用料は使用許可申請時の1回のみ、管理料は5年ごとに、5カ年度分を前納いただきます。
 使用料及び管理料は、申請者に後日納付書を送付しますので、納付書に定める期限内に納付してください。
 期限内に使用料及び管理料が納付されない場合、申請を無効とします。

- 6 使 用 使用料及び管理料の入金確認後、納骨堂使用許可証を郵送します。
ご自身が市営納骨堂の使用者であることを証するものであり、市営納骨堂に係る諸手続きに必要ですので、大切に保管してください。

貸付注意事項

- 1 貸し付けする納骨室はすべて、返還された納骨室を再貸し付けするものです。
- 2 納骨堂および納骨室の所有権は、市に帰属します。所有権を移転(売買)するものではありません。
- 3 納骨室及び仏壇については、現状のまま、再貸し付けしますので下見を十分行ったうえでお申込み下さい。(再貸し付け後に岡山市で修繕は出来ません。)
- 4 納入された使用料は、いかなる場合も払戻しはできません。
- 5 管理料は、5年分を前納していただきます。
- 6 使用料および管理料は納期限までに一括納入して下さい。
- 7 灘崎納骨堂は常時施錠しています。

※下見を希望する場合は、事前に岡山市南区役所灘崎支所総務民生課
(電話：086-363-5201)までご連絡下さい。

※灘崎支所総務民生課の受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、
午前8時30分から午後5時15分までです。

使用許可後の注意事項

- 1 使用許可を受けた納骨室には、お骨またはこれに類するものおよび礼拝のための用具以外は収蔵できません。
(※岡山市営納骨堂条例(以下「条例」という。)第6条)
- 2 納骨堂を使用する権利を他人に譲渡、または転貸してはいけません。
(※条例第7条)
- 3 納骨堂を使用する権利は、使用者の親族に限り、承継する事ができます。
(※条例第7条の2)

- 4 使用許可を受けた納骨室にお骨等を収蔵しようとするときは、事前に届出が必要です。（※条例第8条）
また、収蔵できるお骨は、使用者またはその親族に限ります。ただし、使用者の縁故者で、市長が特に必要があると認めたときは収蔵することができます。（※条例第8条の2）
- 5 納骨堂には、ごみ捨て場がありません。お供え物（お菓子、果物、缶、ビンなど）および供花類は各自でお持ち帰り下さい。
- 6 線香やろうそくなどの火の使用は可能ですが、お帰りの際には、完全に消火したことを確認して下さい。
- 7 次の行為は、禁止されています。（※条例第11条）
 - (1) 納骨堂の施設および設備を傷つけたり、壊したりすること。
 - (2) はり紙や立札をしたり、広告等を表示したりすること。
 - (3) 他人に危害を及ぼしたり、迷惑をかけたこと。
 - (4) その他納骨堂の管理上支障があると認められる行為
- 8 使用許可後、事前に許可等が必要なものは次のとおりです。
 - (1) お骨を収蔵するとき。
 - (2) 使用者の住所、氏名、本籍地等が変わったとき。
 - (3) 使用者の名義が変わったとき。
 - (4) 納骨室から別の墓地または納骨堂にお骨を移すとき。
 - (5) 納骨室が不要となり、市に返還するとき。
- 9 市営納骨堂は、岡山市営納骨堂条例および同施行規則に基づき管理していますが、改正がなされた場合には、改正後の条例等が適用となります。

使用許可の取消（条例第12条）

次の場合は、使用許可を取り消すことがあります。

- (1) 「墓地、埋葬等に関する法律」「岡山市営納骨堂条例」の規定または使用許可条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受け、又は使用料もしくは管理料の徴収を免れたとき。
- (3) 管理料を5年間以上にわたって納付しないとき。